

平成23年9月16日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成23年9月16日（金）午後 2時30分開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成22年度東庄町水道事業会計決算認定について
- 審査報告（総務産業常任委員長）
- 日程第 2 認定第 2号 平成22年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成22年度東庄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成22年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
- 審査報告（文教福祉常任委員長）
- 日程第 3 陳情第 2号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情
- 審査報告（文教福祉常任委員長）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1 番	林	甚	一	君
2 番	鈴木	正	昭	君
3 番	高木	武	男	君
5 番	多田	和	弘	君
6 番	山崎	ひろみ		君
7 番	土屋	進		君
8 番	宮崎	正	吾	君
9 番	花香	むつみ		君
10 番	鎌形	寿	一	君
11 番	林	勝	俊	君
12 番	高嶋	雅	弘	君
13 番	宮澤	喜久	男	君
14 番	平山	茂		君
15 番	箕輪	誠	一	君
16 番	勝野	暢	一	君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	清水	正幸	君
監査委員		北山	武彦	君
まちづくり課	長	相馬	良男	君
総務課	長	菅谷	武男	君
病院事務	長	宇ノ澤	康成	君
町民課	長	池永	芳則	君
健康福祉課	長	林	敏行	君
会計管理者		鈴木	努	君
農業委員会事務局	長	金島	正好	君
教育委員会委員	長	飯田	武士	君

教 育 長 小 澤 茂 君

教 育 課 長 五十嵐 秀 司 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 林 泰 雄

次 長 青 柳 清 子

主 査 林 昌 樹

(午後 2時30分 開議)

議長 (勝野暢一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

これから本日の会議を開きます。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について、及び認定第5号、平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第8号、平成22年度東庄町水道事業会計決算認定について、以上、3会計決算認定についてを一括議題とします。

本決算は、総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長、土屋進君。

7番 (土屋 進君)

それでは、総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、認定第1号、平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、平成22年度東庄町水道事業会計決算認定について、以上、3会計につきまして、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、去る9月8日、9日、委員会を開催しまして慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、町長、副町長、教育長、関係各課長、主幹等の出席を得てそれぞれ詳細なる説明の後、各委員から質疑や意見等がありました。

その主なものを要約して申し上げますと、8日の平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算の歳入では、町税は当初予算と比較して収入済額がふえているがとの質疑には、予算計上に当たっては前年の10月時の経済情勢をもとに予算化していますが、そのときの見込みが過少の所得となったものであり、結果的に見込んだ以上に所得割がふえたという状況ですとの答弁があり、次に、学

校給食費負担金の収入未済額の内容はとの質疑には、平成16年から平成22年までの給食の未納者の分で、未納者は延べ人数で31人、保護者で21人ですとの答弁があり、次に、学校施設開放使用料は小・中学校の施設を開放したときの使用料かとの質疑には、施設使用料ですとの答弁でした。

町有土地建物貸付収入の未済額の内容はとの質疑には、宅地を貸し付けており、1件の未納者で過去からある程度は納付されていますが、全額は入らない状況ですとの答弁があり、次に、繰越金が昨年度に比べて倍ぐらいになっているがどうということかとの質疑には、平成21年度決算における実質収支が前年度に比べ増加したこと、さらに平成21年度からの繰越事業の財源となる繰越額が多かったことが要因となっていますとの答弁でした。

次に歳出では、統計調査の調査員、指導員の選定はどのようにしているかとの質疑には、国勢調査は全世帯調査のため多くの調査員を必要とし、各地区から選出の調査員では足りず、シルバー人材センターなどをお願いし調査員を賄ったという状況です。5年に1回ですので、その調査員はその調査で終わりますが、地区の調査員についてはその後も地区の任期がある限り、他の統計調査等に携わっていただきます。なお、指導員は職員で、調査員の相談を受ける窓口になっていますとの答弁があり、次に、地域活性化事業はどのような事業かとの質疑には、住民あるいは町内で活動する方が地域活性化の事業をしたい場合、提案をいただき、審査会で審査をして事業認可されると補助金が交付されます。審査会のメンバーは10人です。事務局はまちづくり課になっていますとの答弁があり、次に、防犯灯の電気料は通学路と各区のものが入っているのかとの質疑には、通学路の電気料です。区で設置した電気料は区で支出していただいておりますとの答弁があり、次に、収税協力会運営交付金の完納の考え方はとの質疑には、10月完納と納期別完納の組合があり、それぞれ組合において納付の仕方を選択しています。10月完納については、10月末まで納まったものの確認を11月10日前後に行い、完納かどうかを判定します。納期別の組合については、12月の段階で全部入っているか判定をして、入っていれば完納扱いとなり、入っていなければ未完納の組合として処理していますとの答弁があり、次に、消防費の中で繰出金と消火栓管理費が支出されているが

との質疑には、消火栓管理費は繰出金として一般会計から町の水道事業に繰り出しているものですとの答弁があり、次に、備品購入費の防災用倉庫とはどんなもので、どこに置いているかとの質疑には、各小・中学校にあるものと同程度のものを面積の関係で3個購入、消防の分署に設置しました。倉庫にはチェーンソーや排水ポンプなどのエンジン系のもも入りますので、メンテナンスを消防分署にお願いしようと考えていますとの答弁でした。

外出支援巡回バスは町民すべてが利用できるのかとの質疑には、年齢制限はなく、どなたでも利用できますとの答弁があり、次に、外出支援バスの利用率がまだ低いと思うが、飯綱町ではアイバスで利用率が上がったというが、利用率の向上についてのお考えはとの質疑には、アイバスについてはオンデマンドバスですので、総務課で検討していくということです。同時に、次の巡回バスをどうするか、健康福祉課では考えていきたいとの答弁があり、次に、外出支援巡回バスの運転手はどのようにして選んでいるかとの質疑には、シルバー人材センターに運営をお願いしています。適切な経験豊かな運転手を採用しているものと考えていますとの答弁がありました。

次に、合併浄化槽と単独浄化槽の割合はとの質疑には、単独浄化槽は現在製造されていません。合併浄化槽の普及率は30.6%となっていますとの答弁があり、次に、佐原准看護学校運営費補助金の助成根拠はとの質疑には、佐原准看護学校の経営母体が香取郡市医師会が運営しているもので、香取郡市町負担金審議会で決定されるようになっていきますとの答弁でした。

次に、香取市火葬場事業負担金の負担割合はとの質疑には、負担割合は香取市が69%、東庄町が31%ですとの答弁があり、次に、国民年金事務取扱費の給料に職員が1人入っているが、この方だけでこの事務をとっているのかとの質疑には、その業務を主に担当している職員で、実務的には同じ係の中で他の職員が接客することもありますとの答弁があり、次に、国土調査費の測量業務委託料で、笹川駅南側のことについて何をするためのものかとの質疑には、答弁として、国土調査は昭和58年から継続的に町内全域を一筆調査している事業で、笹川駅南側の測量もその一つです。この地籍調査は国からの委託事業で、明治につくられた公図は精度が低いため、再度一筆ごとに現地立ち合いの

もとに境界を確定し、境界の設置、地籍の算出、図面作成などをするものです。

次に、東総用水県営事業補助金6,900万円程度支出されているが、この金額に対する補助金は国、県から充てられるのか、それとも町の予算会計から負担しているのか、またこの補助金は平成41年度まで毎年この金額を繰り返していくのかとの質疑には、答弁として、東総用水土地改良事業については国、県の補助はついています。この額については単費・持ち出し分です。期間は平成41年度まで毎年続いておりました。徐々に減っていきます。平成23年度は6,724万1,108円、平成41年度には23万6,614円ということでした。

町内で林業と水産業を生業にしている人は何人いるのかとの質疑には、答弁として、町の「東庄町の姿、統計から見た東庄」、これは国勢調査をもとにしたものですが、これによると平成17年1月1日現在で林業の就業者数はゼロ、ただ町の森林組合員は46人います。漁業の就業者数は3人で、漁業協同組合員は33人で、笹川漁協が25人、中利根漁協に所属が8人おります。

市町村共済組合負担金と市町村共済組合追加費用とはどういうものかとの質疑には、市町村共済組合負担金について、市町村共済組合はその事業として職員の医療給付、保健事業と、職員及び退職者に対する年金給付のための事業を実施しています。これらの事業に要する経費については、雇用者である町と従業員である職員で折半で負担することとされており、雇用者である町の負担分を負担金として共済組合に支出するものです。次に、市町村共済組合追加費用は、昭和37年12月に地方公務員等共済組合法が施行されて、施行日前の公務員期間を有する者については恩給制度が適用されていますが、退職したときはその期間が共済組合期間に算入され、年金給付の算定基礎となるよう措置されていますので、施行日前の在職期間にかかる費用の財源については共済組合に継承されていないことや、年金改定等により不足する財源を負担するものです。なお、この追加費用はあくまでも恩給制度などの適用を受けた期間についての費用で、将来的には段階的に減少、いずれはゼロになるものです。学校でも同じようなものがあり、毎年支出していますとの答弁があり、次に、幼稚園の臨時教員賃金は何人分かとの質疑には、講師2人ですとの答弁があり、次に、

講師の資格を持って同じように働いていて、賃金をもっと優遇してもよいと思うがとの質疑には、職員との格差が出ています。ただ、経験年数により日額を若干ですが上げており、そういう対応の中で検討したいとの答弁があり、次に、通学路の防犯灯について、防犯灯をつけなければ非常に危険な箇所があるが、教育委員会で把握しているかとの質疑には、教育委員会としては年2回、9月、3月に防犯灯の点検を行っています。球切れ等があればすぐ修理等を行っています。また、区長、一般の方から連絡があれば、その都度現場を確認し対応しています。防犯灯がなく危険な箇所は、区長を通じて要望をいただき現場を確認し、設置について検討し対応している状況ですとの答弁があり、次に、学校給食の未納者にはどのような方法を講じているかとの質疑には、振替不能があれば督促状、あるいは電話で随時連絡をしています。滞納者についても督促状や電話での督促を行っていますが、なかなか理解が得られない状況です。今後も督促等を続けて、未納額の減少に努めていきますとの答弁があり、次に、水質検査手数料は、学校の水道水の放射性セシウムとかそういう関連の検査をしたものかとの質疑には、学校プールの水で、その水が適しているかどうかの検査手数料ですとの答弁がありました。

以上のような質疑等が交わされ、当委員会に付託されました、認定第1号、平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定については、採決した結果、全員賛成により決算書のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

9日の東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算では、食肉センター事業は指定管理者制度を利用して行っている事業で、契約期間があると思うがとの質疑には、基本的には5年の契約の中で指定管理者制度が定められています。切りかえの時期になりました。今後、手続をどうするか、募集することになると思いますとの答弁があり、次に、放射能に関して食肉の検査はしているかとの質疑には、豚の場合、部屋の中に入っていて、えさが放射能に汚染された肉ではないので規制の対象にはなっていませんとの答弁があり、以上のような質疑等が交わされ、当委員会に付託されました認定第5号、平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定については、採決した結果、全員賛成により決算書のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

次に、東庄町水道事業会計決算では、東総広域水道企業団に払う受水費をおさえることはできるかとの質疑には、企業団は高度浄水処理に投資し、その償還が今後発生してきます。それと、ことしから石綿管の更新工事を行っており、億単位の事業ですので、それに対する支出もふえてきます。ただ、支出が減ると思われるのは、奈良俣ダムと黒部川総合開発事業にかかる償還金で、あと何年間で終了します。相殺しますと、支出がふえ、企業団としては現状で受水費を下げるのは困難と思われますとの答弁があり、次に、笹川浄水場の汚泥について放射性セシウムの検査をどのぐらいの程度で行っているか、また影響はどの質疑には、汚泥の検査については企業団で行っており、排出する都度はおかかっていると思います。放射能が出てからの汚泥については、今のところセシウム濃度は高くないので業者に引き取ってもらい、浄水場内に積み置きしなければならない状況にはありませんとの答弁があり、次に、大震災のときに市原市と千葉県水道局から給水車が来たが、千葉県水道災害相互応援協定は全部の町が入っているかとの質疑に、千葉県下、全部です。県の水政課へ応援を依頼し、各市町村の必要なところへ配置されましたとの答弁がありました。

以上のような質疑等が交わされ、当委員会に付託されました認定第8号、平成22年度東庄町水道事業会計決算認定については、採決した結果、全員賛成により決算書のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

総務産業常任委員長に、今の場合には討論ですね、討論を省略することに反

対の意見がありましたので、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番。

3番（高木武男君）

総務産業のほうで町道の整備についての議論がなされたと思います。私は町道2035線については、町の担当者の方からは平成22年度の予算においてやられるものと常に説明を受けておりました。そして、地権者の方ももう去年の7月までには買収契約をする、そういうように聞いていると聞きましたが、なぜか突然それは執行されず、中止となってしまいました。私はその辺がちょっとわからないので、お尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（勝野暢一君）

暫時休憩といたします。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

議長（勝野暢一君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員長、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

ただいま臨時の議会運営委員会を開かせていただきました。

ただいま高木委員から反対討論というお話がありましたが、高木議員の方から取り下げたいというお話がございましたので、今回の反対討論は取り下げということになりましたので、ご了承願います。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

最初に、認定第1号、平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成多数)

議長(勝野暢一君)

賛成多数です。

認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(勝野暢一君)

起立全員です。

認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成22年度東庄町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(勝野暢一君)

起立全員です。

認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成22年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、及び認定第6号、平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第7号、平

成 2 2 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第 9 号、平成 2 2 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について、以上、6 会計決算認定についてを一括議題とします。

本決算は、いずれも文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、鎌形寿一君。

10 番（鎌形寿一君）

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、認定第 2 号、平成 2 2 年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号、平成 2 2 年度東庄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号、平成 2 2 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号、平成 2 2 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号、平成 2 2 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 9 号、平成 2 2 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について、以上、6 会計につきまして審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、9 月 1 2 日午前 1 0 時から委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、町長、副町長、担当課長、病院院長、事務長、担当者の出席を得て、それぞれ内容説明の後、各委員から質疑や意見等がございました。その主なものを要約して申し上げます。

国民健康保険特別会計では、共同事業拠出金の不用額が歳出全体の不用額約 5, 8 0 0 万円の半分を占めている。当初予算を決めるときは前年の実績、社会情勢等によるデータを分析し決めると思うが、拠出金というのは大体年額が決められていて、どうしてこんなに差が出るのかとの質問がございました。答えといたしまして、その年により見込みは立てているが、年度末には精算されるためどうしても差が出てしまう。拠出金は県内全体で拠出したものに対し医療費がかからなければ少なくなり、多くなればふえる。たまたまこの年は県内

全体で国民健康保険を使った人が見込みより少なかったため、不用額が多くなったということでありますとの答えでありました。

次に、老人保健特別会計では、特に報告すべき質疑等はございませんでしたが、説明として、平成22年度をもって老人保健特別会計は廃止されるため、残金の863万6,563円は一般会計へ入れることになりましたとのことでした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療制度立ち上げのときに悪い仕組みになったのかと危惧する面もございましたが、制度が変わり困ったことなどあったのかとの質問がございました。施行されてから2年が経過し、今のところ支障もなく順調に進んでいるかと認識しておりますとの答弁であります。

次に、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金5万2,500円、少ない金額だが、どのような増進事業なのかとの質問がございまして、答えといたしまして、後期高齢者に対する人間ドックの補助金でありますとの答えでありました。人間ドックについては希望者ということで、希望者が1名だけだったということです。そういった答弁でありました。

次に、不納欠損は今回初めてなのかとの質問でありましたが、保険料は時効が2年間であるため、2年が経過し1期で1件ということで申し上げますと、2人で3件、1万300円の不納欠損ということになりましたとの答弁であります。

次に、保険料の徴収率はとの質問には、基本的には年金からの特別徴収ですが、保険料が年金受給額の半分を超える場合などは普通徴収、納付書での納付になります。徴収率は特別徴収保険料100%、普通徴収保険料96.4%、全体で99.2%でありますとの答弁でありました。

次に、訪問看護ステーション特別会計では、特に報告すべき質疑等はございませんでした。

次に、介護保険特別会計では、地域支援事業費は介護予防に使う事業費だと思うが、全体から見た割合はこれからも同じくらいになっていくのかとの質問で、答えとして、これから高齢者がふえていく中、町も重点事業と考えており、

全体の額としてはふえていくと予想されますとの答弁でございました。

次に、東庄病院会計では、電子カルテを導入したことによりプラスになったことや、運営上、役に立ったことなどとの質問がございまして、答えといたしまして、外来患者さんの待ち時間が減ったこと、レントゲンのフィルム、検査の心電図など、外来患者さんに運んでいただいていたものが電子的に瞬時に送られ、患者さんに手間をかけていただかなくてもよくなったこと、情報の共有で医師がどこにいても患者さんの状況、状態を把握することができ、業務の効率化による時間外勤務の減少等、多くありました。また、緊急の場合、医療情報をいち早く提供できることが電子化のいい点であり、旭中央病院の電子カルテが当病院につながったことは大変大きいことでもあります。しかし、まだ広域的な電子カルテはなされておられません。そこまで広がるとかなりいろいろな面で迅速に対応できるものであると考えておりますとの答弁でありました。

次に、リハビリ室を改築するとのことですが、事業の開始はいつごろになるのかとの質疑には、リハビリ施設を増改築して通所リハビリを始めること、またそのために医学療法士を1名ふやし4名とすることは確定しておりますが、始める時期についてはまだはっきりいたしておりませんとの答弁でありました。

長期入院をしている人のため、洗濯物の対処を考えていただけないかとの要望がございました。長期入院している方は主に介護入所している方になります。洗濯物を届けにご家族の方が来てくださると顔を合わせて患者さんも喜んでくださる、一律に病院側が対処してしまうと、お忙しいご家族は足が遠のくことが予想され、ご家族に来ていただくために洗濯をしないというのが今までの考え方です。また、負担になるという方には個別にシルバー人材センターに頼むなどの対応をしてきましたが、これからまた検討していきたいと思いますとの答弁でございました。

次に、意見としまして、公立病院での黒字決算は全国に誇れる決算内容である。事業収入と事業費の数字を見ただけでも安定した病院経営ができていると感じる。引き続いて、安定した病院経営をお願いしたいという意見でありました。

以上のような質疑、意見等が交わされ、当委員会に付託されました、認定第

2号、平成22年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成22年度東庄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成22年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について、以上、6会計につきましては、それぞれ採決した結果、当委員会においては全員賛成により決算書のとおり認定すべきものとすることに決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立により行います。

最初に、認定第2号、平成22年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成22年度東庄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成22年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（勝野暢一君）

起立全員です。

認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情を議題とします。

この陳情は文教福祉常任委員会に付託してあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、鎌形寿一君。

10番（鎌形寿一君）

文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情については、去る9月12日に、町長、副町長、健康福祉課長等の出席をいただき委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査における意見等を要約して申し上げますと、まず、この陳情書は「子ども・子育て新システム」の一部分だけを取り上げていると思います。システムは幅広いものですし、まだはっきり決まったものでもないので採択には反対ですとの意見です。

また、幼稚園、保育園の一元化は推進したらよいと思うので、導入に反対の意見書提出には反対ですとの意見がございました。

まだ仮定のものに対し反対しませんかということだと思います。まだできたものでもないので、陳情に対しては反対ですとの意見もございました。

そのほか、この陳情はシステム自体反対と書いているが、中身はほんの一部の反対内容であり、全体を見た反対ならいいのですが、これでは不採択ですとの意見もありました。

以上のような意見等があり、陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情については、採決した結果、当委員会においては賛成者がなく不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（勝野暢一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からごあいさつをお願いします。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会 9 月定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、執行部より諮問 2 件、議案 8 件及び認定 9 件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜りまして、おかげさまで、すべての案件を原案のとおり可決認定をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、本日を持ちまして第 1 4 代東庄町議会議員最後の定例会がつつがなく終了するわけでございます。重責を果たされました皆様方のご労苦に対しまして、心より敬意を表しますとともに、これまでちょうだいいたしましたご厚情に対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この 4 年間をかえりみますと、国内外を通じ、さまざまな出来事がございました。米国発のサブプライム問題が世界的規模で金融危機へと進行し、その影響は世界経済という媒体を通じて、我が国にもいまだに津波のごとく押し寄せている感があります。

国内において、2009 年 8 月の衆議院議員選挙による民主党が 308 議席を獲得し、本格的な政権交代が行われました。行政刷新会議が行う事業仕分け等の動向を見守りながら、町の計画や目標の実現に向けて粛々と事務を進めてまいった次第でございます。

このような状況下、議員各位のご理解とご協力を賜りながら進めてまいりました行財政改革が各方面で実を結び、特に財政運営的には県内で上位の位置を保っております。また、地域の皆様のご理解もいただき幼稚園の統廃合を実現し、学校施設の耐震化工事、公民館の大規模改修工事を完成することができました。さらには、東庄病院、保健福祉総合センター、オーシャンプラザを拠点とした保健、医療、福祉の一体的な取り組みは、全国的に高い評価をいただくとともに、東庄病院につきましては平成 8 年の移転新築以来、初めての黒字決算を達成することができました。このような成果は、議員各位が議会全体、あるいは委員会で精力的に先進地を視察し、町の発展を願う強い意思の結晶であ

ると存じます。こうして振り返りますと、第14代議員各位の果たされた功績はまことに大きなものと存じます。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、さきの東日本大震災からの復旧、復興に向けた取り組みは、国を挙げて行われているところでありますが、9月2日にはまさにこれを使命とした野田内閣が発足したところでございます。内閣という組織がその使命を達成するには、個々の能力、資質を発揮することは必要なことではあります、個々の集まりの組織、団体としての役割、使命をその組織にかかわる人たちが認識しなければなし得ないと考えます。

町も地方公共団体という組織であります、議会の皆様方におかれましては予算、決算の審議に当たり、来期から特別委員会の設置を決められたということでございます。このことは、議会という組織の役割達成に大きく資するものと考えます。

本年度は第5次総合計画の折り返しの年度でもあります。後期基本計画を策定しております道半ばであります。私どもは執行部も議会のご協力をいただきながら、それぞれの役割を果たしてまいりたいと存じます。

最後になりますが、皆様方の任期は11月30日までであります。今後とも、一層のご支援とご指導を賜りますよう、心から皆様方のご健康をお祈り申し上げます。本年はいつになく厳しい残暑が続いております。体調にはくれぐれも留意をされまして、ますますご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

私からも一言あいさつ申し上げます。

今定例会は平成22年度東庄町歳入歳出会計決算の審査認定にかかわる議会でした。昭和30年、神代、東城、橘、笹川、1町3村からなる昭和の大合併により、昔ゆかりの東庄町が誕生して、議会は第14代、今回は最後の定例会となりました。昭和20年、第二次世界大戦も終わり疲弊した貧しい国民の生活の復興、発展、向上を目指し、町行政も議会もやらなければならない仕事

多くありました。今、それらの多くの事柄がある程度、満たされてきた現在、今、議会はどうあるべきかを問われています。

世間の風評の中、定数の削減、または報酬の減額、議会として必要な仕事があるのか等々、本当にそうなんだろうか、それでよいのだろうかと私は思います。人はすべて同じではありません。国でも1年ごとに首相が変わり、長としての資質が話題になっており心配されております。

私たちの町はどうなのか。昨年暮れ、16年振りに行われた町長選に再選されました町長のまちづくりとしての実績、あわせて先人先輩議会人としての知恵、努力、行動力による町長によりなされてきたことを認識しております。これからの東庄町を心して務めていかねばならないと思います。

異常気象の中、相変わらず暑い日々が続きます。ことし3月には千年に一度という東日本大震災にも見舞われました。東庄町皆様の安心、安全を心より願っております。町、そして議会のますますの発展と皆様方のご健勝でのご活躍を心よりご祈念申し上げまして、私のあいさつといたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、平成23年9月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 3時42分 閉会)